

# 「先端的な学術研究」（共同研究優先枠）の申請について

近年、高等教育機関においては、地域との連携が重要視されるようになってきています。そこで、当財団では、高等教育機関が行う地域連携にかかる取り組みを支援するために、「先端的な学術研究」の採択にあたり、民間企業など外部（高等教育機関（道南圏以外も含む）のみの場合を除く）と共同で行う研究（以下、「共同研究」という。）に優先的に助成金を割り当てる制度を設けています。

## 1. 共同研究

当財団の助成事業における「共同研究」とは、次のものとします

### (1) 南北海道地域（渡島・檜山管内）の民間企業・団体およびそれらに所属する個人または事業を営む個人など（民間企業等）が共同研究者となっていること

注1) 団体としては、農業協同組合、漁業協同組合、社会福祉法人、NPO法人、社団法人、財団法人などを想定しています。事業を営む個人としては、農業者、漁業者などを想定しています。  
注2) 高等教育機関、自治体およびこれらに所属する個人（高等教育機関等）は、「民間企業等」と見なしません。  
注3) 共同研究者に民間企業等が含まれていれば、ほかに自治体等が含まれていても「共同研究優先枠」の対象となります。

### (2) 民間企業等が研究の一部を担っていること

注1) 申請者と共同研究者間で、作業が分担されている必要があります。  
注2) 必ずしも共同研究者による経費負担を求めるものではありません。  
注3) 民間企業等からの委託事業は共同研究とは見なしません。また、民間企業等の分担が業務委託（一部または全部）だけの場合も共同研究とは見なしません。

## 2. 採択件数

令和5年度の「先端的な学術研究」の募集件数（共同研究優先枠を含む）は、次のとおりです。

項目	令和5年度 募集件数	令和4年度 採択件数／応募件数
先端的な学術研究	8件（上限）	8件／15件
うち、共同研究優先枠	3件（上限）	2件／3件

### 3. 申請

申請に必要な書類は、次のとおりです。

区分	交付申請書	計画書	収支予算書
先端的な学術研究	第1号様式	第2号様式	第5号様式

※ 各様式に付随して説明資料等が必要な場合があります。

共同研究優先枠への申請にあたっては、次の点に注意してください。

- ・ 交付申請書（第1号様式）の事業名（下線部）の末尾に、括弧書きで「(共同研究)」と記載してください。
- ・ 計画書（第2号様式）の「学術研究の方法」欄に関する説明資料中に、申請者と共同研究者の作業の分担内容を記載してください。
- ・ 計画書（第2号様式）の「外部からの指導者、協力者等」欄に共同研究者の情報を記載し、備考に「共同研究者」と記載してください。